

## 第1章 計画の目的と位置づけ

### 1 計画の目的

本計画は、建設後概ね 50 年が経過し建替えの時期を迎える住宅が今後 10 年間で約 2 万 8 千戸に急増するとともに、入居者の約 45% が 65 歳以上で団地コミュニティの活性化が急務となっている県営住宅について、地域に開かれた新しい「健康団地」へと再生し、今後も住宅セーフティネットの中核としての役割を果たしていくため、県営住宅の再生に関する基本方針及び施設整備（ハード）と居住支援（ソフト）の両面にわたる推進すべき施策を定めるものです。

県では、健康寿命を延ばすため「未病を改善する」取組を進めていますが、こうした取組を県営住宅にも反映させるため、だれもが健康で安心していきいきと生活できる「健康団地」への再生を目指していきます。

### 2 計画の位置づけ

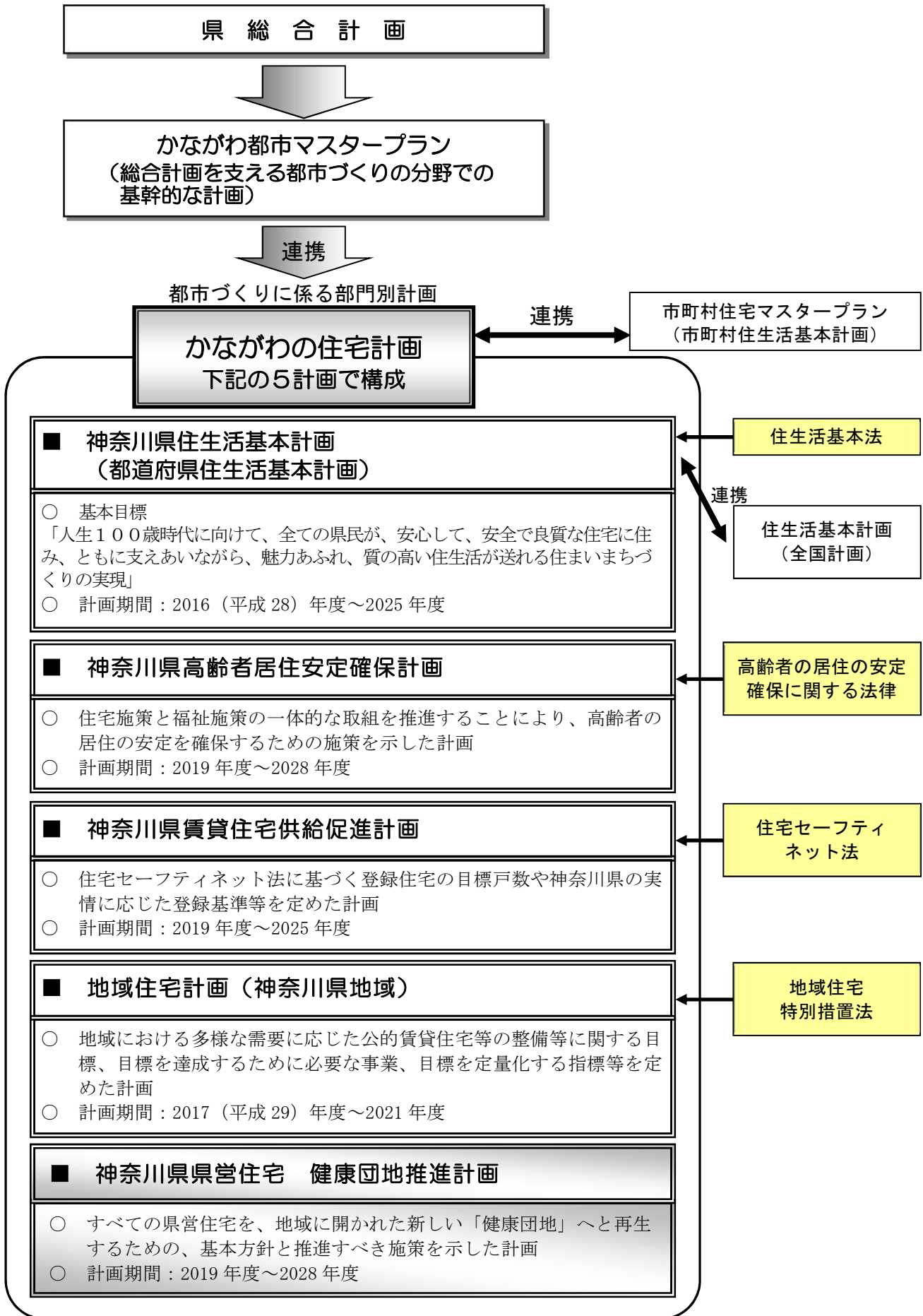
本計画は、本県の住宅政策である「かながわの住宅計画」の一部として位置づけられます（次ページ体系図参照）。

また、本県が所有するすべての公共施設に共通する基本的な管理の考え方を整理した「神奈川県公共施設等総合管理計画（2017（平成 29）年 3 月）」の個別施設計画（神奈川県公営住宅等長寿命化計画）としても位置づけます。

### 3 計画期間

本計画は、今後 10 年間で建替えの時期を迎える約 2 万 8 千戸について、法定耐用年限までに建て替えるよう長期的に見通した上で、計画期間を 2019 年度から 2028 年度までの 10 箇年とし、原則として 5 年ごとに見直しを行うこととします。

■図表 1 「かながわの住宅計画」の体系図



## 4 SDGsとの関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016（平成28）年から2030年までの国際目標です。SDGsの17のゴールのうち7つのゴールと強い関連を持つことから、住宅セーフティネットの中核をなす県営住宅の目指すすがたは、SDGsと理念や目標の一部を共有するものです。

真に住宅に困窮する者に県営住宅を的確に供給することで、SDGsの目標である「誰一人取り残さない社会」の実現を目指します。

■図表 2 SDGsの17のゴール



■図表 3 住宅セーフティネットの中核をなす「県営住宅」と関連が強い7つのゴール

